

別記様式(第 11 条関係)

会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町国民健康保険運営協議会
- 2 会議日時 令和 2 年 1 1 月 2 0 日 (金) 午後 7 時 3 0 分から
午後 8 時 5 0 分まで
- 3 開催場所 役場本庁舎 1 階会議室
- 4 出席者数
 - (1) 委員 1 1 名
 - (2) 執行機関 5 名
 - (3) その他 0 名
- 5 議題
 - (1) 国民健康保険税について
 - (2) その他
- 6 会議資料の名称
 - 資料 1 国民健康保険 保険税率の改正に向けての検討経過
 - 資料 2 納付金について
 - 資料 3 納付金と保険税について
 - 資料 4 国民健康保険特別会計年度別見込み試算表
- 7 発言の内容 別紙のとおり

別紙

1. 開会
事務局 富士川町国民健康保険運営協議会規則第8条により委員の2分の1以上の出席となるので会の成立を報告する。
2. 会長あいさつ
会長 あいさつがなされる。
3. 諮問
町長 富士川町国民健康保険運営協議会規則第2条第1項及び同条第2項の規定に基づき、会長宛に意見を求める諮問書が提出される。
主な内容は次のとおり。
(1) 国民健康保険税の税率等（均等割額、平等割額、所得割率）は据え置きとする。
(2) 適用の期日
令和3年度分の国民健康保険税から適用する。
4. 会議録署名委員の指名
会長 一号委員より望月ひとみ委員、一号委員より神山智委員を指名する。
5. 議事
議長 (1) 国民健康保険税について事務局に説明を求める。
事務局 資料1「国民健康保険 保険税率改正に向けての検討経過」、資料2「納付金について」、資料3「納付金と保険税について」、資料4「国民健康保険特別会計年度別見込み試算表」を使い説明を行う。
(主な説明)
資料1より、本町の国民健康保険事業の運営につきましては、これまで保険税収入の確保や、特定健康診査の受診率向上対策をはじめとする医療費適正化への取り組みを行い、安定した財政基

盤の維持及び健康寿命の延伸に向けた加入者の健康づくりに努めてまいりました。

過去においては、県基金借入の償還金の確保や急激な医療費増加等により収支不足が生じ、平成26年度に町から2千万円借り入れ国民健康保険事業を運営し、平成27年度には保険税率の改正を行い、安定した運営が行えるよういたしました。

これにより、平成31年度（令和元年度）には繰越金が約1億6千万円となり、基金積立金は現在1億1千万円を確保し、ここ数年は安定した財政運営となっております。令和2年度には町から借り入れた2千万円を、すべて返済する予定となっております。

この間、平成30年度からは、都道府県が市町村とともに国民健康保険事業の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされました。

これは、県が県全体の医療費を見込んだ上で、各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて市町村ごとの納付金を算定し、市町村は県から示された納付金を納める仕組みとなっており、この納付金等を賄うため、国保税の収入が重要となってきます。

本町の国民健康保険事業運営においては、安定した財政運営とは言っても、加入者の平均年齢は55歳と高く、一人当たりの所得水準は県内27市町村中21番目であり、医療費水準においては他の市町村に比べ高いことから、必ずしも安心できるとは言えない状況です。

今年度は、3年に一度の保険税率の見直しの年となっており、現状を踏まえ試算した結果、令和3年度からも現在の保険税率を維持することが望ましいという結論にいたりました。

新制度における状況や社会情勢等を勘案し、適正な保険税率のあり方についてご審議いただきますようお願いいたします。

前回の運営協議会の資料より、1枚目が県内27市町村の保険税率の一覧になっている。この中で一概に比べることは難しいが、富士川町は高いところにある。

次のページは国保加入世帯数、被保険者数になるが、年々減少し、令和元年度の被保険者数は3,217人となっている。次の年齢

階層別被保険者数は令和元年度で平均年齢55歳になり、年々平均年齢も上昇している。65歳から74歳を見ると構成率が高くなっている。自営業の方だと若い人も入るが、この年齢の方は会社を退職後、国保加入すると思われる。

次のページは国民健康保険の市町村別一人当たりの医療費になる。平成29年度の富士川町は375,624円で県内7位であったが、平成30年度には順位は下がって9位になるが、金額は381,306円で上がっている。

次のページは国保加入者の疾病分類別受診状況である。表から腎不全、糖尿病が上位を占めていることがわかる。

資料2について、1納付金について、(1)概要は、国民健康保険制度改革により、平成30年度から県も市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担っている。この制度では、県が県全体の医療費を見込んだ上で、各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて市町村ごとの納付金を算定し、市町村は県から示された納付金を納める仕組みとなっている。国のガイドラインに基づき、県が納付金の算定を行っている。なお、納付金とは、県が保険給付費等の支払いの財源として市町村に納付を求めるもので、被保険者が市町村に納める保険税とは異なるものである。

(2)調整措置は、納付金の仕組みの導入に伴い、被保険者の保険税負担が急激に増加しないよう平成30年度から納付金の調整措置を行っている。調整措置は、制度改革前の平成28年度の一人あたり納付金相当額と国のガイドラインにより算定した調整措置前の一人あたり納付金額を比較し、県平均の増加率を超える市町村に対して、県が国と県の公費を充てているものである。富士川町では、納付金額が減少しているため調整措置はない。

(3)県・市町村の役割は、県は市町村ごとに決定した納付金を徴収し、保険給付に要する費用の全額を市町村に支払う。市町村は、納付金の支払いや保健事業等の実施に必要な財源を賄うため、保険税率を決定し、賦課・徴収を行う。

2保健事業費について、保健事業とは、保険者が被保険者の健康の保持増進等のために行う事業で、特定健康診査、特定保健指導のほか、健康教育、健康相談等の事業である。町独自の保健事

業費の内訳は、特定健診にかかる委託料等、特定保健指導にかかる委託料等、人間ドック補助金、医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知等にかかる経費となる。

3 出産育児一時金について、被保険者の出産に対して、42万円の出産育児一時金の支給を行っている。42万円のうち、3分の2の28万円は、町の一般財源から繰り入れているが、3分の1の14万円は、国保会計からの支出となる。

4 葬祭費について、被保険者の死亡に対して、町は条例の定めるところによって、一人5万円の葬祭費の支給を行っている。葬祭費は全額国保会計からの支出となる。

5 国、県、町からの法定繰入について、国民健康保険制度の運営に関し、町の一般会計が国民健康保険事業特別会計に繰出すための経費である。これは、国が基準を定め、国民健康保険制度の趣旨及び実態に即しながら適切に運用している。

(1) 保険基盤安定制度は、保険税負担の緩和を図るとともに、国民健康保険の財政基盤の安定に資するための保険基盤安定制度に係る一般会計繰出しに要する経費である。繰出しに係る負担割合は、保険税軽減分が、都道府県4分の3、町4分の1である。保険者支援分は国2分の1、県4分の1、町4分の1となっている。

(2) 財政安定化支援事業は、国民健康保険財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための一般会計繰出しに要する経費である。これは、被保険者に低所得者や高齢者が多いなどの保険者の責めに帰することができない事情による保険税の減収、医療費の増加に着目して限定的に繰出すものである。

6 財政調整基金積立金は、国保財政の健全な運営に資するため、緊急の支出が生じた場合に備えて積み立てるもので、貯金のようなものである。

これらを踏まえて資料3納付金と保険税については、保険税を据え置いた場合の試算で、県に納付金を納めるために必要となる保険税を算出したものである。保健事業費の一部、出産育児一時金の3分の1、葬祭費は国保会計から出すものになるので、納付金と合わせて歳出となる。そこから、国、県、町からの法定繰入分を差し引くと、必要となる保険税額が算出されるものである。

令和2年度だと、県から示された納付金は435,436,925円であり、保健事業費の一部、出産育児の3分の1、葬祭費が12,000,000円、法定繰入が92,470,000円となり、本年度必要な保険税は354,966,925円となる。

資料4は、国民健康保険特別会計年度別見込みの試算表である。

歳入は1款の国民健康保険税から9款諸収入までであり、下の1款総務費から8款諸支出金までが歳出である。

平成31年度（令和元年度）だと歳入1款、国民健康保険税は決算の数字で376,624,288円、5款県支出金は、歳出2款の保険給付費に充てられるもので、おおよそ同額となる。7款一般会計繰入金、基盤安定分は99,875,491円である。繰越金は平成30年度から31年度に繰り越した額で167,004,471円、歳入合計が1,757,854,989円となっている。

歳出2款保険給付費は、医療費にかかる分で1,056,472,901円である。これには出産育児一時金と葬祭費が含まれている。3款国保納付金は町が県に納めるもので、451,673,318円である。6款財政調整基金積立金は50,011,000円となっている。歳出合計は1,601,025,533円となり、歳入歳出差引額は156,829,456円となり、これが令和2年度歳入8款の繰越金となっている。31年度末の基金残高は110,011,000円となっている。

令和2年度は、歳入1款国民健康保険税が354,215,000円となっている。R2年度本算定時の調定額370,113,900円に、県運営方針の収納目標値96.8%を掛けると358,270,000円になる。4款国庫支出金に4,055,000円計上しているが、これは今年度新型コロナウイルスの影響で、収入が減少した世帯を対象に減免する制度があり、全額、国からの補填になるものだが、現在申請のあった額4,055,000円を1款の国保税から引いた数字が354,215,000円である。歳出3款国保納付金の今年度の額はすでに決定していて435,436,925円であり、これを納めるために国保税が重要になってくる。今年度の歳入歳出差引額は143,409,075円であり、令和3年度への繰越金や基金積立金となる。

これを踏まえ、資料3の令和3年度の必要と見込まれる保険税360,300,252円に対し、資料4の令和3年度保険税歳入額が358,270,000円となるので、若干不足していることがわかる。令

和4年度は必要と見込まれる保険税が358,710,695円に対し、保険税歳入が358,270,000円でやはり不足することが予想される。令和5年度では、必要と見込まれる保険税は357,133,113円で歳入が358,270,000円となりプラスになる。令和3年度、4年度について、繰越金が入っていないので、足りない分については繰越金で賄うことになる。

以上の説明より、資料1のとおり財政は安定しているものの余裕はないため、町長の諮問のとおり現在の保険税率を維持することが望ましいという検討結果になった。

以上で、(1)国民健康保険税についての主な説明とする。

議長 各委員に意見、質問を求める。

委員 前回、町長から何年か先には県で一本化するという話があったが、どのように持って行くのか。現在は市町村で税率が違うが、今後、どのように一本化へ持って行くのか、周りの市町村の税率を上げていき高いところで併せるのか、それとも中間くらいで調整していくのか見通しはあるのか。

事務局 現在、県の運営方針では、納付金を各市町村に課すときに医療費水準の指数を出し、医療費が掛かっていないところを1とし、掛かっているところを1以上とし、医療費水準を掛けて納付金額を決めている。県では医療費水準を保健事業やジェネリック医薬品の普及などで、一つの市町村の医療費が突出しないよう県全体で医療費が掛からないように進めていき、その中で医療費水準の掛ける指数を減らしていき、最後にはその指数を掛けないで、みな平等に納付金を決めていこうという取り組みを決めている。税金だけを同じにするわけではなく、健康状態を平準化、保健サービスの平準化などあらゆることを行いながら、10年先には同じになるよう、3方式と4方式があり徴収方法も統一されていないので、令和6年までにはすべて同じ3方式に変えて税率を横並べにして比較するなど、現在このような取り組みの最中である。町の試算では、納付金を見てもらうと令和2年から5年までに徐々

に減少している。現在は医療費が掛かっているので水準が高いが、これを徐々に減らしていくことで、納付金も減少することとしている。北杜市を例で見ると、国保加入者が多く加入率が高い。所得水準が高く、医療費水準は低い。現在は納付金も少ないが今後平準化することで高くなると思われる。このように10年後に同じになるように県では動いている。

委員 資料4で令和2年度の歳入歳出差引額が143,409,075円となっているが、令和3年度の繰越金は1,000円になっている。この差引額が繰越にならないのか。

事務局 予算を作るときに、繰越金1,000円は、項目を作るために入れているもので繰越額は入らない。いずれ歳入歳出差引額の143,409,075円のうちいくらかは、歳入8款の繰越金に入ることになり、残りは基金への積立にする予定である。現段階では基金への積立金など決まらないので、このような数字になっている。令和3年、4年度は保険税だけでは若干足りなくなるので、繰越金を使いプラスにしていくので、繰越金がないわけではなく、今後検討して繰越していくことになる。

委員 前回資料で令和元年12月末の被保険者数が3,267人、令和元年度末で3,217人となっているが減少しているということか。自然現象によるものなのか。

事務局 令和元年12月末から3月31日までで50人減少したことになる。人口が減少していることで被保険者数が減少していることも考えられる。

委員 資料2の2保健事業費の人間ドック補助金について、富士川町では70歳で補助金がなくなる。他の市町村では年齢に関係なく5歳刻みではなく、毎年人間ドックが受けられると聞いている。そのような希望は聞き入れられるのか。

事務局 ここに記載のある②の人間ドック補助金は5歳刻みの助成のことではない。4月に全世帯を対象に検診の案内をしている中で、人間ドック補助金についてもお知らせしている。この補助金は、昨年始まった事業で国保に加入している40歳から74歳までで、自分で病院に行き人間ドックを受けた方で、特定健診にかかる部分を8,000円補助するものである。5歳刻みのものにかかった費用は①の特定健診にかかる委託料等に含まれている。③の人間ドック補助金は窓口で検診結果と領収書を持ってきていただければ8,000円の補助が受けられるものである。

委員 他の市町村では5歳刻みではなく毎年受けられると聞いている。富士川町ではできないのか。人間ドックを受けると8,000円以上の金額になる。

事務局 自分で人間ドックを受けると何万円もするが、そのうち特定健診に係る部分を補助するもので、町で試算をした結果、概ね8,000円くらいのため、補助額が8,000円となっている。

国保加入者の特定健診については、保険者が行うことになっている。糖尿病や腎不全になる方の予防のために、特定健診を多くの方に受けてもらいたいから、特定健診に係る部分は国保の財政から出している。それ以外のがん検診や血液検査などについては、町の政策で健康増進から費用を負担している。ここに記載のある補助金は8,000円を補助するもので、5歳刻みの補助は、ここプラス福祉保健課の健康増進事業の費用と合わせて行っている事業である。財政も一般会計からの支出になるので、現在は5歳刻みになっている。75歳以上になると後期高齢者医療の対象になるので、ここでは74歳までの5歳刻みになっている。毎年受けられるようにという意見が、国保運営協議会でもあったということは伝えておく。

委員 現在、富士川町でも毎月人口が減少しているが、今回の試算表のなかでは、ほぼ横ばいで作られている。少子高齢化の中で納付金が増加することはないのか。人口減少などは勘案されているのか。

事務局

国保加入状況をみると平成29年度から30年度で200名、30年度から令和元年度で150名ほど減少している。最新の令和2年10月31日の状況では、2,034世帯、3,211名で世帯数は増えているものの加入者は横ばいであった。人口は減少しているものの、この半年では横ばいである、資料4はあくまで試算なので同じ数字を入れているが、ここ半年の数字を見ても同じ数字で試算している。新型コロナウイルスの関係で今年は所得が減ることが予想される。来年の保険税も所得水準が下がるので減ることを考慮している。コロナの影響で会社を辞めて国保に加入する方もいるが、所得が減っていることも考えられる。

資料3、4に納付金の額を記載しているが、現在、県が案として示している額を記載してある。令和3年が433,835,252円となっているが減額になることもあるが、現在示されている数字で試算している。

委員

今の税率で試算してもぎりぎりの数字になるが、基金にある程度貯まったきている。どのくらい貯まったら税率を下げるとか、基準となるようなものがあるのか。

事務局

繰越をこんなに残さず基金へ入れて、基金から税に充て、税率を下げることもこの3年間ではあるのではないかということも検討してきた。基金も他の市町村と比べると、令和元年度のもので一人当たりの基金保有額を比較すると27市町村中20位であった。決して多い数字ではない。基金の保有額を県の平均あたりに持って行くなら1億4千万円くらいになる。町でも検討して歳入歳出の1割くらいが妥当であると考えていた。もっと余裕を持たせるのであれば2億くらいになる。今後納付金が徐々に減っていくが、県の平準化の中で下がっていくだろうが、その下がり具合まで税が追いつくかわからない中で、繰越金や基金でうまく調整をとっていくことを考えると、今税率を下げるまでには基金や繰越金もないし、上げるほど切迫している状況でもないのです。この3年間は様子を見て、このままの税率で据え置きとしてはどうかというのが案である。

委員 今後医療費がもっと上がった場合、市町村国保だった時は基金を取り崩したりしていたが、県の国保の場合は県が賄ってくれるから、その心配はいらないのか。

事務局 医療費について今年度分については県が見てくれるので、町は考えないでいいが、翌年、翌々年には納付金に反映される。他の市町村でも医療費が上がった場合、富士川町では変わらなくても県で平準化するなかで上がってしまうというような仕組みになっている。今年度はいいが来年、再来年には上がってしまうことになる。

議長 各委員に意見を求める。

各委員 意見なし。

議長 以上のことから町長からの諮問について、異議なしとして回答してよろしいか

各委員 異議なし。

議長 (3) その他、各委員に意見を求める。

各委員 意見なし。

議長 12月中旬ぐらいまでに本日の諮問に対し答申する必要があるが、本日の審議でよければ、次回の協議会の開催を見送りとしたいと提案する。

各委員 異議なし

議長 異議なしを受け、本日の審議結果で答申する。

議長 以上で議事を終了する。

議長 議事を終了したので、議長の職を解く。

事務局 本日の審議結果で答申するが、その他に答申書に記載する要望の有無などを各委員に諮る。

各委員 意見なし。

事務局 後日、事務局で答申書を作成し、会長、副会長に確認をしていただき、町長に提出していただく。

6. 閉会

副会長 閉会のあいさつがなされる。